

被保険者各位

愛知県医療健康保険組合  
理事長 井手 宏



## 規約変更について

愛知県医療健康保険組合の規約について以下の変更が、東海北陸厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規程に基づき公告いたします。

### 愛知県医療健康保険組合規約 新旧対照表

新	旧
略	略
(互選議員の選挙の管理) 第9条 互選議員の選挙においては、選挙長を置かなければならない。	(互選議員の選挙の管理) 第9条 互選議員の選挙においては、選挙長を置かなければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者を置かなければならない。
2 選挙長は、理事会において選任する。	2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
3 選挙長は、選挙会の開閉、投票、開票の管理(投票所の開閉その他投票の管理も含む)及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。	3 選挙長は、選挙会の開閉、投票及び、開票の管理、並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録及び投票録を作り、これに署名しなければならない。 ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りではない。	4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。 ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りではない。
(当選人) 第10条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。	(当選人) 第10条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
略	略
(会議録の作成) 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数	(会議録の作成) 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数

<p>(3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名</p>	<p>(3) 出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名</p>
<p>略</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により行わなければならない。</p>	<p>略</p> <p>(理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p>
<p>略</p> <p>(職員) 第41条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。</p>	<p>略</p> <p>(職員) 第41条 この組合に事務長その他必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。</p>
<p>略</p> <p>(準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。） (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p>	<p>略</p> <p>(準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、(1)又は(2)の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 銀行・信用金庫への預金又は郵便貯金 (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。） (3) 公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） (4) 国債証券又は地方債証券の取得 (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得 (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得 (7) 抵当証券の取得 (8) コマーシャルペーパーの取得 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</p> <p>(11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対す</p>



<p>(12) その他 (1) から (10) に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの</p> <p>2 介護納付金に係る準備金の保有は、原則として前項第1号又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(施設の利用等) 第54条 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>略</p> <p>附則 (施行期日) この規約は、令和3年3月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>る出資金</u></p> <p>(12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得</p> <p>(13) その他 (1) から (11) に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの</p> <p>2 介護納付金に係る準備金の保有は、原則として前項(1)の方法によって保有しなければならない。</p> <p>略</p> <p>(施設の利用等) 第54条 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>略</p>
--	--

以上